

第4回自治基本条例検討委員会資料

項目	背景	市の取組状況
法改正に伴う 文言整理	<p>これまで、個人情報の開示等については、各自治体が定める条例に詳細な規定が置かれ、これに基づき事務を行っていたが、令和5年4月1日から、個人情報の保護に関する法律が地方公共団体にも適用されることになり（全国共通ルール化）、条例には、同法から委ねられた事項や条例で定めることを許容された事項（開示請求の手数料、開示決定期間の短縮など）を規定することになった。</p> <p>なお、議会は、同法が適用されないことから、新たに条例を制定したため、自治基本条例第7条の規定を改正するもの。</p>	<p>小樽市個人情報保護法施行条例の制定（令和5年4月1日施行） 小樽市議会個人情報保護条例の制定（令和5年4月1日施行）</p> <p>【改正案】※下線部分を追加・修正 （個人情報の保護）</p> <p>第7条 議会及び市は、個人の権利利益の保護のため、<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別に条例で定めるところにより、個人情報の開示、訂正及び利用停止等について必要な措置を講ずるとともに、その保有する個人情報を適切に取り扱います。</u></p>
「行政経営」 の視点	<p>議会議論において、行政を経営と捉える考え方が重要との意見がある。また、現行の第7次小樽市総合計画にも、同様の記述がある。</p> <p>※行政経営とは： 行政の運営を「管理」ではなく「経営」と考え、民間の優れた経営理念や経営手法を積極的に取り入れて、市民の目線に立ったサービスを提供することで、市民のみなさまの満足度が向上するよう、「成果」に重点を置いた行政活動を行っていくことをいいます。（奈良県天理市ホームページより）</p>	<p>第7次小樽市総合計画における記述（p160）： 人口減少や少子高齢化が進む中で、限られた財源と職員で複雑多様化する課題に対応し、持続可能なまちづくりを行うためには、<u>行政運営を経営と考え、最少の資源で最大の効果を発揮できるよう、施策を検証・改善していく仕組みづくりや、職員の資質能力の向上及び効率的かつ市民にわかりやすい組織づくりを行っていく必要があります。</u></p>
第36条について	<p>5年を超えない期間ごとに、条例が小樽のまちづくりに適しているかどうかを検討することとなっているが、具体的な見直し方法については、規定がなされていない。</p> <p>（条例の見直し）</p> <p>第36条 市は、この条例の施行の日から、5年を超えない期間ごとに、この条例が小樽のまちづくりに適しているかどうかを検討します。</p> <p>2 市は、前項の規定による検討により、必要に応じて、この条例を見直します。</p>	<p>小樽市の取組： ①外部有識者による検討委員会の設置、 ②市民アンケート、 ③フォーラムの開催など</p> <p>検討の視点： ①条例が本来の機能を発揮し、初期の目的を達成しているか ②社会状況の変化に対応するための条文の修正や追加が必要か</p>

